

このインフレ闘争に並んで産業合理化による諸反対が同時に押進められなくてはならぬ。好況來の際に酔ふ労働者に對して不況への對策を示し解、退職手当の制定、諸手當の制定並に引上げ、其他の待遇改善の要求を提起し獲得しなくてはならぬ。

労働組合の容認と、團體交渉權並に協約權を獲得し、労働組合を大衆的に組織し、労働條件の將來への確保をなさなくてはならぬ。

かゝる要求闘争を通じて吾が金屬労働組合の陣容の擴大と強化のために、精力的に闘争をなさなくてはならぬ。

理由

争議闘争を活潑ならしめんが爲に本案を提案せるものである。

團體保險に關する件

提案理事會

決議

一、全國産業組合聯合會が企畫し商工省が認可をなしたる

養取し、引いては失業保險の制定を防止し、療疾保險、養老保險の制定の障害ならしめんとしてゐるものなるが故に徹底的に反對をせざるを得ない。

五、全産聯の團體保險は其の包含すべき被保險者を少數産業の使用人に極限し、全使用人に擴張し、國民的團體保險に擴大する要素を缺く、此のことは營利主義と資本家の獨占支配が基礎とさるゝ以上當然の結果であつて、逕信省案は其れが國營たること並に現に經營しつつある簡易保險の經驗設備によつて速に國民保險への發展を期待し得るものであるその本質によつて逕信省案を吾等の要求に近きものと認むる。

六、全産聯案、逕信省案の兩案を比較するときに、逕信省案が全産聯案より優れたものを行してゐる。勿論逕信省案に對して改善すべき要求を多分に持つものである。

種別	生命保險療疾死亡保險	生命保險
繼續加入	規定アリ	計畫中
保險期間	一年	同上
契約者	原則トシテ事業主	同上
保險契約	單位團體二個	同上

團體保險は營利主義に立脚し、團體保險の社會政策的意義を没却し、一切の社會保險の制定を暴撃せんとする反動性を具備することを認め絶対に反對す。

二、逕信省立案の團體保險は本質的に社會保險の一切の制定促進のための有効なる進歩的立案なるが故に逕信省案を原則として認め此の改善により急速なる實現を開す。

理由

一、團體生命保險は社會保險制度の一であり、社會保險制度の先驅的形態として重要視すべきものである。従つて營利主義に基づくことなく公益に基づくものでなくてはならぬ。

二、社會保險制度は一部資本家階級の獨占支配による制度であつてはならぬ。

三、労働者の既得權益を侵害することなく、其れを助長せしむることを以て社會保險制度は制定されるものである。然るに全産聯の團體生命保險は年七分の配當を豫定し少數資本家又は資本家團體によつて設立されるものなるが故に、無産大衆の意志を反映し得ざる資本家階級の獨占支配の制度であり、一方此の團體保險に勤続手当の給付を包含することによつて現に得つゝある解退職手当を

被保險者 (イ)原則トシテ同一事業主ニ屬シサルモノ (イ)同上

(ロ)勤続六ヶ月以上 (ロ)規定ナシ

(ハ)年齢二十歳以上六十歳以下 (ハ)年齢九歳六月以上六十歳六月以下

(ニ)員數三十名以上 (ニ)員數五十名以上

保險金額 二百五十圓——千二百圓 五百圓——三千圓

保險料 一千圓九圓五十一錢 月割六十一錢

利益分 簡易保險特別會計ニ歸スルニ依リ被保險者ノ配當

實行方法

一、理事會に具體的實行方法の立案並に實行を一任す。

二、關係各主務大臣へ大會の決議をおくること。

三、全産聯へ事業中止の猛運動を起すこと。